

宝塚市立看護専門学校教育用システム調達業務
プロポーザル審査要領

令和7年（2025年）6月

宝塚市

1 目的

この要領は、宝塚市立看護専門学校教育用システム調達業務（以下「本業務」という。）優先交渉権者を公募型プロポーザル方式で選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 審査会の公開

- (1) 審査会の設置に関する規定は、別に定める「宝塚市立看護専門学校教育用システム調達業務プロポーザル審査会設置要綱」による。
- (2) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。
- (3) 本プロポーザルの優先交渉権者選定前において、優先交渉権者決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

3 プロポーザルの審査方法及び受託候補者の選定

- (1) 提案事業者のプレゼンテーション後、企画提案書と併せ提案内容について審査会の委員から質疑を行う。
- (2) 各委員は、質疑の後、評価を採点する。
- (3) 全ての提案事業者の評価の採点を行った後、各委員の評価点と価格点を集計し、審査会において評価に著しく偏りがあるかなど意見交換を行う。
- (4) 各委員は、意見交換結果を受けて、評価点を調整することができる。
- (5) 各委員の評価点と価格点を集計し、最高得点者を本業務に適した優先交渉権者として選定する。
- (6) 最高得点者が複数あった場合には、審査会に出席した委員の過半数の同意により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (7) 審査結果については、提案事業者すべてに通知する。
- (8) 提案事業者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。
- (9) 次点の者とは、各委員の評価点と価格点の合計が最高得点者に次ぐ者をいう。
- (10) 提案事業者が1者のみの場合でも提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (11) 業務価格に関する価格点を除き、各委員の評価点の合計平均が60%未満の場合は不採用とする。

4 プロポーザルの評価項目及び評価の方法

本プロポーザルの評価項目は「別紙4 宝塚市立看護専門学校審査評価項目」のお

りとする。また配点としては下記の通りとし、評価点（企画提案書およびプレゼンテーション、機能要件、追加提案を総合的に評価）、価格点（見積書をもとに算出）の合計点数を評価点数とする。

① 評価項目による評価点

評価項目		配点
1	基本事項【評価点】	(35点)
	本調達の目的	10点
	スケジュール	10点
	実施体制・進捗管理	15点
2	システムに関する事項	(40点)
	システムに求める要件	15点
	業務効率化につながる機能要件	15点
	クラウドサービス	10点
3	運用保守に関する事項	(25点)
	メンテナンス・運用保守要件	10点
	サポート体制・研修要件	15点
4	その他に関する事項	(20点)
	データ移行	10点
	追加提案	10点

② 業務評価による価格点

評価項目	配点
業務価格に関する事項【価格点】	(30点)
業務価格	30点

5 評価基準

評価の採点は、下記に示すとおり「優秀」、「優良」、「普通」、「やや劣」、「劣」の5段階評価とする。

評価項目	配点				
【評価点】 基本事項、システムに関する事項、運用保守に関する事項、その他に関する事項	優秀 (5点)	優良 (4点)	普通 (3点)	やや劣 (2点)	劣 (1点)

配点 15 点の項目	× 3	× 3	× 3	× 3	× 3
配点 10 点の項目	× 2	× 2	× 2	× 2	× 2
【価格点】 業務価格に関する 事項	配点（30点）×（最低見積価格／見積価格） （小数点以下は四捨五入）				

6 失格条項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （１）提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、提案募集要項に適合していないとき。
- （２）提出書類の作成形式内容等が、提案募集要項に適合していないとき。
- （３）提出書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- （４）虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- （５）プロポーザル手続の過程（本要項の配布開始日から、優先交渉権者と合意に達するまで）で、提案募集要項「4 応募資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- （６）審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- （７）他の提案事業者と提案内容について相談を行ったとき。
- （８）プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- （９）見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき。

7 事務局

本プロポーザルの実施事務局は、総務部看護専門学校に置く。

附則

この要領は令和7年(2025年)6月11日から実施する審査会に適用する。